

大規模広域災害に備えた 防災・減災対策等について

九州・山口地域においては、発生切迫性が高まっている南海トラフ地震への対応をはじめとして、陸続きでない島しょ部での広域災害対応など、大規模広域災害への備えを加速させていかなければならない。

また、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更されたが、病原性が異なる変異株の出現や新たな感染症に対応した備えが不可欠である。

今後起こり得る大規模広域災害、新たなパンデミックに備え、国と地方が一体となって進める防災・減災対策、感染症対策等に関し、以下の項目について適切に対応するよう求める。

1 大規模広域災害に備えた防災・減災対策

(1) 南海トラフ地震等の大規模広域災害への対応

平成31年3月、国において突発地震に備えることの重要性に加え、大規模地震発生の可能性が高まった際等の防災対応の必要性が示されたところである。

南海トラフ地震等の大規模広域災害に備え、津波避難施設や河川・海岸施設等の整備並びに防災訓練の実施、地方の応急対策、後発地震対応等に資する取組が進められるよう、十分な予算の確保並びに財政支援の拡充等を講じるとともに、産業・雇用の中核であり、かつ災害時にも重要な役割を担うコンビナート施設等への災害予防対策を強化すること。

また、国民への迅速・正確な震度・津波情報等の提供及び緊急的な防災体制の確立に資するため、南海トラフの西側の領域における地殻変動や地震津波の観測・監視体制（N-net）の早期完成と

震度情報ネットワークの再構築など、地震観測体制の充実強化に取り組むこと。

(2) 広域的な物流拠点の整備等に向けた支援

平成28年熊本地震では、県の広域防災活動拠点が被災し使用不能となる状況が生じたことから、国を主体とする救援物資保管施設等の整備を進めること。

また、九州・山口各県では、近隣県の物資集積拠点の相互利用や、補完的施設としての民間物流施設の活用について検討を進めていることから、広域的な物資集積拠点の整備や物流体制の構築に向けた取組に対し、支援を行うこと。

(3) 島しょ部における広域災害等への対応

陸続きでない島しょ部は、輸送交通手段が限られるなど、地理的制約があることから、人や物資の輸送方法をはじめとする島しょ部への支援について、国としても検討を進めること。

とりわけ沖縄県への広域応援のあり方については、これまで九州地方知事会としても広域応援訓練等に取り組んできたところであるが、国としても検討を進めること。

また、琉球海溝付近においても、南海トラフ地震のような海溝型の巨大地震が起きる可能性があることが大学等の研究で明らかになっていることから、国においても検証・評価を行うこと。

(4) 火山災害対策

火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の強化や予知に関する技術開発を進めるとともに、観測機器の整備や機能強化、避難体制の構築、堰堤や避難道路の整備等に対する技術支援及び財政支援を拡充すること。

また、降灰などが断続的に続いている地域では、農林水産業や観光業等への被害や悪影響が生じていることから、風評被害も含めた対策への支援を強化すること。

(5) 災害救助法制度等の見直し

都道府県の裁量による適時的確な応急救助が可能となるよう、救助の期間や資金使途などの制約の撤廃等を行うとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営などの経費に対する災害救助法の適用範囲の拡大や災害救助費全般に係る国庫負担率の引上げ、救助事務費の上限額の見直しや国庫負担額の嵩上げなど、既存法律等の見直しを行うこと。

特に、救助事務費については、災害が発生するおそれがある段階での法適用や、いわゆる4号基準による法適用において、応急救助が主に避難所運営で終始した場合に、現行制度では実際にかかった経費（職員の人件費等）に対して十分な国費の措置がなく、地方負担が大きい。このため、地方自治体が躊躇なく法適用できるよう、事務費については、上限額の引上げなど避難所運営のみの応急救助となった場合等にも適切な国費が措置される対策を講じること。

さらに、被災者への罹災証明書の交付にあたって、市町村が行う住家被害認定調査について、財政支援を行うこと。

(6) 被災者生活再建支援制度の見直し

現行制度は、同一災害・同程度の被災であっても、居住する市町村によって支援の差が生じる等の問題があることから、一部市町村のみが適用となる自然災害が発生した場合には、全ての被災市町村に支援対象を拡充するよう、制度を見直すこと。

支援対象に含まれない半壊世帯・準半壊世帯・一部損壊世帯のほか、宅地の復旧や店舗兼住宅等も支援対象に加えるとともに、長期間の仮住まいを余儀なくされる被災者に対する支援策を講じること。また、住宅被害が少なく、法に定める自然災害に該当しない場合であっても、火山噴火等により避難が長期にわたり継続する場合は支援金を支給するなど、制度の見直しを図ること。

さらに、制度の見直し等が行われるまでの間、国の制度の対象外となっている被災者に対し、地方が独自に支援する場合には、地方への財政支援を行うこと。

加えて、被災者の意向に沿った住まいの再建ができるよう、応急救助から自立再建まで含めた総合的な支援制度を創設すること。

(7) 建築物の耐震化に対する支援

不特定多数の者が利用し、災害時の避難所等としての機能も期待される大規模建築物について、耐震設計及び耐震改修に係る費用への補助に必要な予算を確保するとともに、地方への財政支援の拡充等を図ること。

また、災害時において重要な拠点となる防災拠点建築物や避難路を閉塞するおそれのある沿道建築物の耐震化に係る費用についても、同様の対策を講ずること。

さらに、救急病院、福祉避難所、ホテル・旅館も含めた避難所として活用される施設の耐震化や建替えに要する費用への補助制度の拡充を図ること。

(8) 近年の大規模災害を踏まえたライフラインの強靱化等の推進

大規模災害から地域住民の生命・財産を守り、地域の経済社会活動を維持できるよう、その基盤となる電力・水道インフラ、交通インフラなどライフラインの強靱化や液状化対策を推進すること。

2 頻発する大規模災害に備えた体制確保

近年、数十年に一度と言われるような大規模な災害が頻発しており、今後、どの地域で発生してもおかしくない状況にある。

大規模な被害を受けた自治体では、国や他の地方自治体からの応援を受けながら、災害への対応に取り組んでいる。

今後も、国・地方をあげて、予測できない大規模災害に対して迅速かつ円滑に対応できるよう、国・地方において必要な体制を維持・確保すること。

3 平成 28 年熊本地震の経験を踏まえた復旧・復興までの持続的な支援

被災者の生活再建や災害復旧・復興等には、長い年月と多額の経費を要することから、今後の本格的な復旧・復興に向けて、中長期的な財政措置の継続や予算の確保など、引き続き地方負担を最小化するために必要な措置を講じること。

また、平成 28 年熊本地震対応のため講じられた特別な財政措置等で、今後の大規模災害発生時に必要不可欠なものは勿論のこと、新たなまちづくりに向けた復興交付金制度の創設とその常設化を図るなど、被災自治体が復旧・復興の取組に注力できるような仕組みを構築すること。

4 今後の感染症危機への対応について

(1) 新型コロナウイルス感染症への取組を踏まえた今後の感染症危機への対応

オミクロン株とは病原性が異なる変異株の出現や新たな感染症への備えが不可欠である。医療提供体制や私権制限の在り方なども含め、これまでの新型コロナへの対応で蓄積されたデータや知見、経験を生かして、科学的な分析・検討を行い、次なる感染症危機に備えた体制整備を早急に進めること。

(2) 防疫対策拠点の整備

新型コロナウイルス感染症の経験に鑑み、新たなパンデミックへの備えとして、「人と動物の健康と環境の健全性を一つの健康」と考える「ワンヘルス」の理念のもと、関係機関が連携して人獣共通感染症と薬剤耐性の対策を推進する防疫対策の拠点を九州に早期に整備すること。

令和 5 年 6 月

九州地方知事会長

熊本県知事 蒲島 郁夫